⑵　利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

⑶　送金資金に不足が生じた場合

（記載上の注意）

１．「特定信託為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った特定信託為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「特定信託為替取引に関する事故が発生した場合」は、特定信託会社が行う特定信託為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある特定信託為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

⑴　利用者への損失の補償の有無

⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

２．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。

⑴　特定資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無